

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 山陽小野田市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.5%
全職員	72.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.0%
本庁課長相当職	98.7%
本庁課長補佐相当職	96.6%
本庁係長相当職	100.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.5%
31～35年	93.6%
26～30年	89.3%
21～25年	93.3%
16～20年	90.4%
11～15年	84.4%
6～10年	85.8%
1～5年	86.0%

【説明欄】

- 全職員に係る情報：女性職員のうち約 58.1%が、勤務日数や勤務時間が少ない任期の定めのない常勤職員以外の職員であるため相対的に給与水準が低くなっています。
- 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報：扶養手当及び住居手当については、男性職員に支給している割合が高いことから（扶養手当の受給者の 83.8%、住居手当の 60.8%が男性職員）相対的に男性職員の給与が高くなっています。また、勤続年数が 20 年目までの職員にあっては、男性職員の方が時間外勤務が長く時間外勤務手当の支給額も多いため給与水準が高くなっています。
- 勤続年数別 36 年以上の職員には、男性の定年延長職員が多く在職しているため、賃金差異が他の階層に比べ少なくなっています。

- ※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- ※ 公務員制度改革により、定年年齢が 60 歳から段階的に引き上げられ、60 歳を超えた職員の給料は 7 割支給となっている。